



## 中小企業の所得拡大税制



### 1. 概要

所得拡大税制について、従来からも大企業と中小企業で制度の適用を受けるための要件は異なっておりましたが、平成 30 年度税制改正では、その違いがさらに大きくなる見込みです。

今回は、中小企業に絞って、所得拡大税制を確認したいと思います。



### 2. 従来の所得拡大税制

#### (1) 要件

その期間の給与等の支給額が、次の要件を満たす場合に同制度の適用が受けられます。

- ①平成 24 年度の給与等の支給額に対して 3%以上増加している。
- ②前期の給与等の支給額より増加している
- ③前期と当期、いずれも従業員である期間がある一定の従業員の平均給与等支給額が前期より増加している。

よって、平成 24 年度の給与等が高いと受けられず、逆に低いと他の要件を満たせば非常に効果が大きいという形になっていました。

また、3つ目の要件により、給与の低い従業員を増やすと適用を受けづらいという点も注意が必要です。

#### (2) 適用額

次のいずれか低い金額となります。

- ① (当期の給与等の支給額－平成 24 年度の給与等の支給額) × 10
- ②その年度の法人税等の 20%

#### (3) 上乗せ措置

(1) ③の要件の判定で、平均給与等支給額の増加が 2%以上である場合、前期に対して増加している分については、その増加分の 22%を控除できます。

ただし、上記②の法人税等の 20%が上限となることに変わりはありません。

例) 給与等の支給額について、平成 24 年度が 100、平成 28 年度が 300、平成 29 年度が 400 で、法人税等が 200 で、当該上乗せ措置の要件を満たす場合

- ①  $(300 - 100) \times 10\% + (400 - 300) \times 22\% = 42$
  - ②  $200 \times 20\% = 40$
- ⇒① > ② ∴ 控除額 40



### 3. 平成 30 年度税制改正案

#### (1) 要件の変更

上記 2 (1) の要件について、それぞれ次のように変わります。

	従来	改正案
①	平成 24 年度の給与等の支給額に対して一定程度増加	平成 24 年度との比較なし
②	前期の給与等の支給額より増加	左記から変更なし
③	所定の平均給与等支給額が増加	所定の平均給与等支給額が 1.5% 以上増加 (計算方法も簡素化)

#### (2) 適用額の変更

次の①と②のいずれか小さい方ですが、①が変更となります。

	従来	改正案
①	(当期の給与等の支給額 - 平成 24 年度の給与等の支給額) × 10%	(当期の給与等の支給額 - 前期の給与等の支給額) × 15%
②	その年度の法人税等の 20%	左記から変更なし

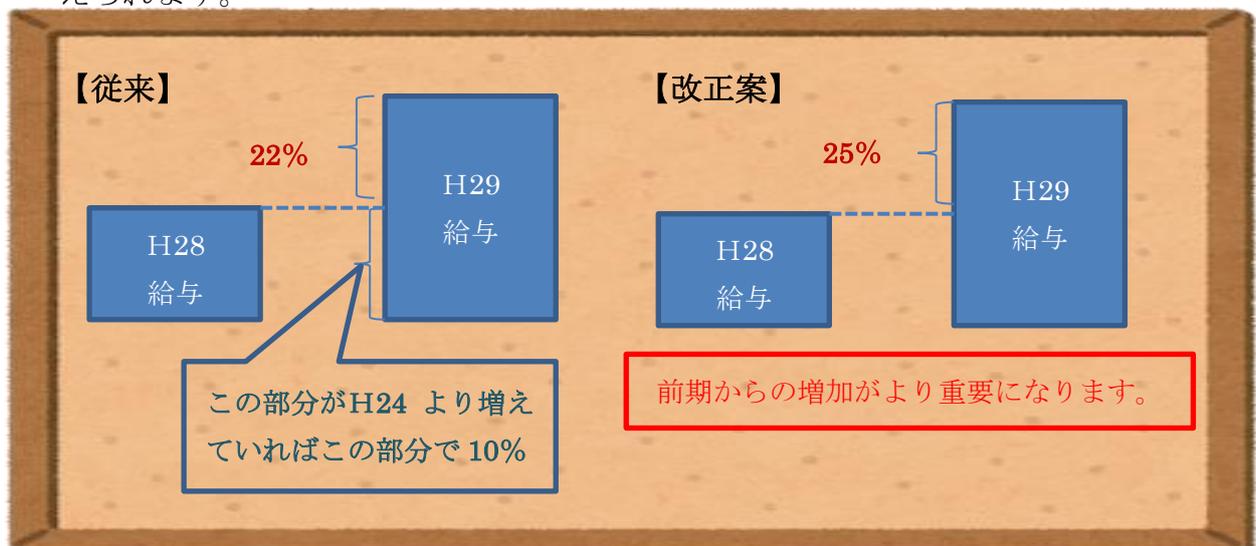
前期の給与との差額が基準となったので、前期に比べて支給額がある程度大きくなっていないと効果は限定的となります。

#### (3) 上乗せ処理

次の 2 点を満たした場合、上記 (2) ①の 15%が 25%となります。

適用要件	
①	上記 (1) ③の増加率が 2.5%以上
②	次のいずれかを満たす。 <ul style="list-style-type: none"><li>・教育訓練費が前期比で 10%以上増加</li><li>・中小企業等経営強化法の経営力向上計画の承認</li></ul>

なお、上記②については、教育訓練費の詳細は不明ですが、もう一点の経営力向上計画については、経験のある専門家が丁寧に対応すれば基本的には承認されるはずなので、上記①の部分を満たすか否かが大きな分かれ目になると考えられます。





#### 4. 活用例

あくまで仮定の話なので理想的な部分ではありますが、次のような活用例が考えられます。

例) 3月決算で、新プロジェクトのため3月に新たな高給の人員を雇う。

①当期の当該人員の人件費：給与 500 千円

②翌期の当該人員の人件費：給与 9,000 千円、法定福利費 1,000 千円

他の人員に給与等の変動はなく、かつ、上記の要件を所得拡大税制のための上乗せ部分も含めて満たす。

また、控除額が法人税等の 20%に満たない程度法人税等が大きい

I 給与及び法定福利費の支出の増加額

9,000 千円 + 1,000 千円 = 10,000 千円

II 上記による法人税等の減少額 (実効税率を 30%と仮定)

(I - 500 千円) × 30% = 2,850 千円

III 所得拡大税制による減税額

(9,000 千円 - 500 千円) × 25% = 2,125 千円

⇒ I - II - III = 5,025 千円

10,000 千円程度かかる人材を実質負担 5,025 千円で雇うことができる。



#### 5. 計画の重要性

上記 4 の要件を満たす意味でも、また、効果的な人材投資をする意味でも計画の作成が非常に重要となります。

ヤマダ総合公認会計士事務所の経営計画事業部では、上記のような税金の対策から計画の策定まで、トータルにサポートします。



トータルにサポート  
します。



YAMADA  
TOTAL  
SUPPORT

ヤマダ総合公認会計士事務所